

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年8月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ベトナム国フエ市水環境改善事業フェーズ2準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
(QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：ベトナム国フエ市水環境改善事業フェーズ2 準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00591

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年8月5日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国フエ市水環境改善事業フェーズ2 準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。¹（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年10月 ～ 2027年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。²具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

2026年度末（2027年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 8 月 10 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 8 月 19 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 8 月 24 日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 8 月 28 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 9 月 10 日 10 時 30 分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第３章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先： <https://forms.cloud.microsoft/r/hwJ3qwcpGN>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙2「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシ

ニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書（案）に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロポーザルの第3章1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	フエ市に適した下水道システムを提案ください。 主な検討項目は、 1. 戸別接続（途上国の腐敗槽尿尿や家庭雑排水の住居からの排除の方法）、 2. 腐敗槽（下水道事業供用開始後の有り方）、 3. 汚水収集方式（調査区域（王宮含む）内の汚濁負荷を確実に収集し、現実的に処理区内の公共用水域の水質改善を図れる汚水収集方式）、 上記以外の検討項目の追加もあれば、含めてください。	第3条（15） 第4条（3）（4）（9） （10）（11）（26）
2	世界遺産保全の観点も踏まえた環境社会配慮助言委員会对応及び関係機関協議を円滑に進めるための方針	第3条（8）（12）（17） 第4条（5）
3	自然条件調査・現地条件調査等の細目、数量、実施方法及び現地再委託の品質管理手法	第4条（4）（5） 第6条
4	調査工程、関係機関との協議体制、成果品提出時期及び実施スケジュールを整理し、工程短縮及び手続きの効率化に向けた実施方策を検討するための手法	第3条（10）（12）（17） 第4条（1）（2）（4）（5） 第5条
5	事業コンポーネントの妥当性及び優先順位付けに係る評価手法	第3条（7）（15）（16） 第4条（3）（4）（5）（9） （10）（11） （16）（17）（26）

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。なお、本業務の実施にあたっては、2026年3月に実施したTOR協議及びM/Mで確認された協力準備調査の結果を踏まえること。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靱化を行うよう留意すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国関係者との認識の一致に留意すること。当初想定されていた技術仕様や事業費にかかる相手国関係者との調整状況について発注者に随時情報共有を行うこと。
- 相手国関係者への調査説明（事業費を含む）に係る議事録は、5営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。双方の認識の一致を確認するため、相手国関係者にも議事録の確認や署名を求める。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

- 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023年10月）（以下「調達ガイドライン」という。）
- 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版
- コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
- JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
- JICA 事業における障害主流化の推進ガイダンスノート
- JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月版）（以下「JSSS」という。）
- 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

② 配付資料（契約締結後に配付）

- 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。
 - （ア）IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017年9月）（以下「IRR マニュアル」という。）
 - （イ）コンサルティング・サービスの TOR サンプル
 - （ウ）事業費の積算関連資料³コスト縮減検討関連資料
 - （エ）環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025年9月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

(3) 審査の重点項目

- 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。
 - ① 適用される技術基準
 - ② 施工計画
 - ③ 調達計画

³ Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している (macOS は推奨しない)

- ④ 事業費
- ⑤ 事業実施スケジュール
- ⑥ 事業実施体制
- ⑦ 運営・維持管理体制
- ⑧ 運用・効果指標
- ⑨ 内部収益率（IRR）
- ⑩ 環境社会配慮
- ⑪ 概略設計

（４） 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５） 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、参照すること。

【先行調査】

- ① 「Data Collection Survey Hue City Water Environment Improvement in Northern Area」（2025 年）
- ② 無償資金協力「水に関連する災害管理情報システムを用いた緊急のダムの運用及び効果的な洪水管理計画協力準備調査 報告書」（2017 年）
- ③ 実施機関から提供されたフェーズ 1 事業「フエ市水環境改善事業（2008 年 L/A）」に係る「Project Completion Report (PCR)」（2026 年）

【既存事業・関連協力】

- ④ アジア開発銀行（ADB）「グリーンシティ開発プログラム」（2016 年）
- ⑤ 技術協力「都市排水及び汚水処理の法的枠組及び管理の構築に係る能力強化プロジェクト」（2023 年～2027 年）

⑥ 南部ビンスオン省水改善事業（2007 年 L/A）

- なお、フェーズ 1 事業で策定されたフェーズ 2 に係る F/S や世界遺産保全に係る調査、既存水系及び城塞内水路の再生に係る内容については、本事業の基本方針や施設計画に関係するため、特に留意してレビューすること。
- また、フェーズ 1 事業の教訓として、局地的滞水・浸水多発箇所（Black point）への対応、住民啓発活動（Awareness Raising and Educational Campaign：AREC）を通じた意識向上や公共下水道への戸別接続促進の有効性等が確認されていることを踏まえ、フェーズ 2 の計画策定に反映すること。

（6） 本業務における地理的な対象範囲

本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

- 本業務の対象は、フエ市のフォン川北側に位置する王宮及び旧市街を含む区域を中心とする。事業対象範囲については、既往調査で整理された対象範囲を参考に、実施機関等相手国側との協議を通じて確認し、発注者と協議の上、事業対象範囲案として整理すること。ただし、下水処理場、ポンプ場、幹線・枝線管渠、排水施設、湖沼・運河・護岸・堤防、放流先、污泥処理、工事用地等、本事業の実施に必要となる範囲を調査対象に含めること。
- 環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域、世界遺産区域及びバッファゾーン、Hue Monuments Conservation Center（HMCC）が保全対象とする湖沼等も対象に含めること。

（7） 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本業務では以下の点に留意する。⁴

- 本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等に加え、現地の法制度、技術基準への適合性、並びに、現地の積算基準（コストノーム）、調達方式、施工能力および資機材の現地調達性を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。

⁴ 事業コンポーネントの妥当性及び優先順位付けに係る評価手法を提案すること。

- 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上に加え、ライフサイクルコストおよび維持管理性、運用持続性への影響を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。
- 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
- 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
- 発注者が実施した[中小企業・SDGs ビジネス支援事業](#)については、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイデアの活用の可能性を検討すること。
- 本事業において適用可能性を確認する技術・工法の例として、以下が考えられる。ただし、これらの技術・工法の採用を前提とするものではない。
- 本邦企業に優位性があると考えられる技術として以下が想定されるが、本業務で収集した情報を踏まえて報告書内で提案すること。
 - ・スクリュープレス汚泥脱水機
 - ・マイクロトンネル（推進）工法
 - ・マンホールポンプシステム
 - ・小口径マンホールシステム
 - ・曝気装置（エアレータ）
 - ・汚泥脱水設備
 - ・耐水圧・飛散防止マンホール蓋
 - ・グリーンインフラ（雨水浸透）技術
- 適用を想定する本邦技術の適用にあたり施工上及び契約監理上の留意事項等を整理すること。なお、上述の技術以外の提案を妨げるものではない。

（８）環境社会配慮⁵

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドライン(2022 年 1 月公布)に掲げる下水・廃水処理セクター及び影響を受けやすい地域に該当するため、カテゴリ A に分類されている。
- 事業対象地域は、ユネスコが定める世界遺産「フエ建造物群」に隣接し、世界遺産区域、バッファゾーン又は HMCC が保全対象とする湖沼・運河・濠

⁵ 世界遺産保全の観点も踏まえた環境社会配慮助言委員会対応及び関係機関協議を円滑に進めるための方針を提案ください。

（お堀）等が含まれる。JICA 環境社会ガイドラインでは、原則として文化遺産保護のために指定された地域での事業実施を禁じていることを踏まえ、事業が同原則に抵触しない事を確認、必要に応じ事業計画の見直し、調整を行う。また、世界遺産区域に関する法律や条例、管理計画等を確認するとともに、世界遺産・文化遺産保存・保護に関連する機関、地域コミュニティその他ステークホルダーと協議、情報収集のうえ、事業実施中の文化遺産、景観、地下遺構、歴史的な水系及び周辺環境への影響を慎重に検討し、必要な緩和策及びモニタリング計画等を取りまとめること。

- 特に、施設配置、管渠敷設、ポンプ場設置、浚渫・護岸工事・堤防整備、遊歩道等の水辺空間整備を検討する際は、フエ市の都市計画、土地利用計画、景観計画、世界遺産区域及びバッファークソンのゾーニング、HMCC の保全方針・管理計画、水辺空間整備に係る計画・ガイドライン等の有無及び内容を確認すること。
- 世界遺産における事業に係るベトナムでの許認可、協議及び承認手続きについて確認するとともに、Heritage Impact Assessment (HIA) の要否、実施主体、必要な手続き、必要資料及び想定スケジュールを HMCC、Ministry of Culture, Sports and Tourism (MOCST) 等関係機関に確認し、環境社会配慮、概略設計、施工計画及び事業実施計画に反映すること。
- 雨季（5 月～11 月）を考慮した調査工程を検討する。
- 環境アセスメント報告書案及び住民移転計画案の作成支援を行うこと。被影響住民が公用語と異なる言語を話す場合は、同言語の要約も作成する。
- 派生的・二次的な影響及び累積的影響が予想される周辺事業・施設について確認し、同影響についても検討を行うこと。なお、本事業と機能的又は物理的に不可分であり、環境社会影響を一体として確認すべき事業が確認された場合には、発注者と協議の上、不可分一体事業として整理すること。
- 環境社会配慮助言委員会への対応に必要な資料の作成及び説明支援を行うこと。

（9） Information and Communication Technology (ICT) 技術・デジタル技術の活用

本業務では以下の点に留意する。

- 生産性向上の観点から、建設における ICT 技術・デジタル技術の活用を検討すること。
- 測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術の活用について検討すること。

例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等

- 公共サービスの効率的・効果的な提供、防災体制の強化等の観点から、ICT 技術・デジタル技術の導入可否について、他国や相手国他地域の事例について情報収集を行い、事業対象地における導入条件、費用対効果、運用体制及び実施上の制約を整理すること。
- 以下項目についてデジタル化やシステム導入の可否について検討する。
 - ・管渠ネットワーク計画
 - ・下水道施設平面図（流量表等）
 - ・戸別接続情報、マンホール情報等を含む下水道台帳データ
- 実施機関が保有するデータ／システムの As-Is/To-Be を整理し、改善計画及び本事業での対応範囲（円借款本体／コンサル TOR／先方負担／民間連携等）を検討すること。
- 事業により情報システム等を導入又は関連付ける場合は、情報システム及び運用組織のセキュリティ上のリスクを評価し、サイバー攻撃防御及びインシデント対応の観点から必要な対策を検討すること。

（１０）迅速化に向けた検討

相手国側の迅速化への要望に応えるため、本業務及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。⁶

（１１）発注者の既存事業等との連携可能性の検討

本業務では以下の点に留意する。

- 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
- 想定する既往事業については（５）を参照。

（１２）相手国関係機関との調整

本業務では以下の点に留意する。⁷⁸

- 実施機関（Hue PMU）に加え、フエ市人民委員会（Hue PC）、世界遺産保全を

⁶ 調査工程、関係機関との協議体制、成果品提出時期及び実施スケジュールを整理し、工程短縮及び手続きの効率化に向けた実施方策を検討するための手法を提案ください。

⁷ 世界遺産保全の観点も踏まえた環境社会配慮助言委員会対応及び関係機関協議を円滑に進めるための方針を提案ください。

⁸ 調査工程、関係機関との協議体制、成果品提出時期及び実施スケジュールを整理し、工程短縮及び手続きの効率化に向けた実施方策を検討するための手法を提案ください。

所掌する Hue Monuments Conservation Center (HMCC)、文化・スポーツ・観光省 (MOCST)、建設、環境、文化・観光、農業・水管理、排水・下水関連部局等の関係機関との調整を行い、調査及び事業の進め方に係る整理を図ること。

- 世界遺産区域及びその周辺における施設配置、管渠敷設、ポンプ場設置、浚渫・護岸工事等については、HMCC が定める保全方針、ゾーニング、HIA の要否、MOCST 等関係機関からのコメント、許認可・承認手続きの必要性及び手順を確認すること。
- TOR 協議において、HMCC より世界遺産保全に係るベトナム側専門家を協力準備調査チームに参画させる意向が示されていることを踏まえ、当該専門家の参画可否、時期、役割、調査団との連携方法及び成果品への反映方法を確認すること。
- 本事業の形成及び実施に必要なベトナム側での関係機関間の調整、許認可及び承認手續について、実施機関を支援すること。実施機関がステアリングコミッティー (Project Steering Committee) を設置する際には、受注者は、発注者及び実施機関と協議の上、必要に応じて、協力準備調査で得られた情報の共有、会議資料の作成、説明支援、協議結果及び未解決事項の整理を行うこと。当該協議体の設置主体、構成、開催時期、協議事項、関係機関の役割分担及び承認手續との関係については、実施機関及び関係機関に確認すること。
- インセプション・レポート、インテリム・レポート等の協議に際しては、上記関係機関にも適宜情報共有を行いつつ本業務にあたること。

(13) 下水道分野の能力強化及び人材活用

本業務では以下の点に留意する。

- 我が国による下水道分野に係る既往の支援（下水道経営研修、政策アドバイザー、法制度整備に係る技術協力、下水道計画・実施能力強化支援技術協力プロジェクト等）により育成された人材及び関係機関とのネットワークを活用し、相手国における能力強化及び事業の持続性向上を図ること。
- 本事業の実施及び供用後の持続的な運営・維持管理に必要な能力を整理し、必要な人材育成・技術移転の方向性を事業実施計画及びコンサルティング・サービスの検討に反映すること。

(14) 国内研修及び先進事例視察の実施

本業務では以下の点に留意する。

- 本事業では、ベトナム国内における知見を活用するため、関係機関を対象と

した国内研修や先進事例視察の実施について概算費用を含めて整理すること。

- 研修・視察においては、下水処理施設、管渠・ポンプ場、排水改善、公共下水道への戸別接続促進、下水道料金、運営・維持管理体制、浸水対策等について、成功要因及び課題を把握し、本事業の計画に反映すること。
- また、世界遺産を有するフエ市の特性を踏まえ、公共用水域の水質改善と歴史的景観・文化遺産保全の両立に資する知見についても整理する。例えば日本の皇居外苑濠における水質改善、アオコ抑制、生態系保全、濠環境保全計画等の取組も、参考情報として活用すること。

(15) 下水道システムの設計に係る検討及び初期調査での方針決定

本業務では以下の点に留意する。⁹¹⁰

- 既往調査「Data Collection Survey for Hue City Water Environment Improvement in the Northern Area Final Report」（2025年4月）では、本事業の下水道方式として、既成市街地においては既存の合流式排水システムを活用し、遮集管（インターセプター）により汚水を収集して下水処理場へ導水する方針が整理されている。また、新市街地については、雨水と汚水を分離する分流式下水道を適用する方針が示されている。一方、フェーズ1事業の下水処理場の運営実績では、流入下水濃度が家庭から排出される下水濃度の半分以下と推定されており、処理区域内で発生した汚濁負荷が公共下水道に十分に捕捉・収集されていないことが示唆されている。このことは、処理施設的能力以前に、戸別接続や既存排水施設の利用形態等を含む污水収集システム全体に課題が存在することを示すものである。このため本事業においては、フェーズ1事業の実績及び教訓を踏まえ、既存排水施設の活用方針、公共下水道への戸別接続の在り方、セプティックタンク等の個別処理施設の取扱い、汚泥管理並びに運営・維持管理体制を相互に関連付けて検討し、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質改善効果が継続的に発現する下水道システムとして成立するかを検証し、発注者/相手国関係者と十分協議し採用するシステムについて提案すること。なお、採用する下水道システムについては、第4条(11)に示す代替案検討において、本事業の目的との整合性及び下水道システムとしての成立性を総合的に確認し、推奨案及びその判断根拠を整理すること。

⁹ フエ市に適した下水道システムを提案ください。主な検討項目は、1. 戸別接続（途上国の腐敗槽尿尿や家庭雑排水の住居からの排除の方法）、2. 腐敗槽（下水道事業供用開始後の有り方）、3. 污水収集方式（調査区域（王宮含む）内の汚濁負荷を確実に収集し、現実的に処理区内の公共用水域の水質改善を図る污水収集方式）、上記以外の検討項目の追加もあれば、含めてください。

¹⁰ 事業コンポーネントの妥当性及び優先順位付けに係る評価手法を提案すること。

- また、本事業では公衆衛生の向上及び公共用水域の水質改善を優先し、浸水被害軽減については、広域洪水そのものへの対策ではなく、事業対象区域内の局地的滞水・浸水多発箇所への対応として位置づけること。局所的な浸水対策の検討に当たっては、既存排水路、湖沼、運河及びポンプ施設等との関係を踏まえ、浸水原因を分析し、対策及び優先順位を整理し、概略設計及び事業実施計画に反映すること。

(16) 持続的な運営・維持管理体制の検討

本業務では以下の点に留意する¹¹

- フェーズ1事業の運営・維持管理実績、予算確保状況、下水道料金の徴収状況、公共下水道への戸別接続促進、住民啓発活動及び施設維持管理上の課題等を確認し、フェーズ2における持続的な運営・維持管理体制の検討に反映すること。

(17) ベトナム政府内の事業承認手続き

本業務では以下の点に留意する¹²¹³

- ベトナム政府は、政府内承認手続きのため、独自に Pre F/S、F/S を実施する予定である。本業務においては、ベトナム側の調査及び承認手続きの進捗を確認し、E/N 及び L/A の早期締結に向けて実施機関等と十分に意見交換・調整を行う。
- ベトナム側が実施する Pre F/S、F/S、EIA、RAP、HIA 等の作成・承認状況、Loan Proposal 及び Official Request (正式要請) の進捗、Hue City People's Committee、MOF、MOFA、MOJ 等の関係機関の役割、E/N 及び L/A 交渉に必要な政府内手続き、承認手続き上の遅延リスク及びスケジュール遅延要因を確認・整理すること。
- また、ベトナム側承認手続きに必要な情報のうち、本業務の成果を活用できるものについては、発注者と協議の上、本業務の成果に基づく情報提供等、必要な範囲で協力すること。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出¹⁴

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の

¹¹ 事業コンポーネントの妥当性及び優先順位付けに係る評価手法を提案ください。

¹² 世界遺産保全の観点も踏まえた環境社会配慮助言委員会対応及び関係機関協議を円滑に進めるための方針を提案ください。

¹³ 調査工程、関係機関との協議体制、成果品提出時期及び実施スケジュールを整理し、工程短縮及び手続きの効率化に向けた実施方策を検討するための手法を提案ください。

¹⁴ 調査工程、関係機関との協議体制、成果品提出時期及び実施スケジュールを整理し、工程短縮及び手続きの効率化に向けた実施方策を検討するための手法を提案ください。

方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。

- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの説明・協議¹⁵

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理^{16,17}

- ① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な以下の情報収集・分析を行う

¹⁸。

- 相手国の開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
- 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
- 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向
- ベトナムにおける下水道分野、公衆衛生や公共用水域の水質に係る現状と課題、並びに関連政策
- フエ市における下水道、排水、水環境及び公共用水域の現状と課題
- 特定した現状と課題を踏まえ、対象地域の水環境改善のロードマップの作成、及びその中での本事業の位置づけを整理
- 上下水道整備、都市開発、土地利用、水資源、排水、灌漑等の上位計画・関連計画との整合性
- 他ドナーや国際機関の支援実績・見通し
- フェーズ1事業の背景、経緯、目的、内容及び実施状況、課題・ボトルネック
- 洪水発生状況、局地的滞水・浸水多発箇所（Black point）への対応

¹⁵ 調査工程、関係機関との協議体制、成果品提出時期及び実施スケジュールを整理し、工程短縮及び手続きの効率化に向けた実施方策を検討するための手法を提案ください。

¹⁶ フエ市に適した下水道システムを提案ください。主な検討項目は、1. 戸別接続（途上国の腐敗槽尿尿や家庭雑排水の住居からの排除の方法）、2. 腐敗槽（下水道事業供用開始後の有り方）、3. 汚水収集方式（調査区域（王宮含む）内の汚濁負荷を確実に収集し、現実的に処理区内の公共用水域の水質改善を図れる汚水収集方式）、上記以外の検討項目の追加もあれば、含めてください。

¹⁷ 事業コンポーネントの妥当性及び優先順位付けに係る評価手法を提案ください。

¹⁸ 一般的に必要となる事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

- 住民啓発活動（AREC）による衛生・環境意識向上及び公共下水道への戸別接続促進、並びに遊歩道整備等による水辺空間整備等の取り組み
- フェーズ1下水処理場の運営状況について、特に流入下水濃度の実績と計画の差異分析
- 本事業で目指す開発効果・インパクト
- 広報・啓発活動

② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

（4）自然条件調査、現地条件調査等

概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。¹⁹²⁰²¹²²

- ① 気象・風況調査（机上調査、一式）
- ② 自然災害調査（机上調査、台風、地震、活断層、津波、高潮、内水氾濫等）
- ③ 水理・水文調査（現地調査：10km²。河川・湖沼・運河・濠・護岸・堤防現況調査を含む。）

フォン（Huong）川、Ngu Ha 運河、Dong Ba 川、Ke Van 川、Bach Yen 川、Hang Tong 運河、湖沼・濠等を対象に、水位、流量、流向、潮位・河川水位の影響、雨水流出、既存排水路との接続状況等を把握し、雨水計画関連資料を収集整理するとともに、下水・排水計画、浸水対策、湖沼・運河改修及び水質改善策の検討に反映する。現地調査項目は、水位観測・流量観測・水路河川断面測量・構造物調査・流向・接続状況調査（水系ネットワーク）等を想定しているが必要に応じて追加することとし、雨季乾季を考慮した調査を実施すること。

④ 地形測量

下水処理場、ポンプ場、幹線・枝線管渠、遮集管、圧送管、排水施設、河川・湖沼・護岸、工事用道路等の計画に必要な測量を実施す

¹⁹ フエ市に適した下水道システムを提案ください。主な検討項目は、1. 戸別接続（途上国の腐敗槽屎尿や家庭雑排水の住居からの排除の方法）、2. 腐敗槽（下水道事業供用開始後の有り方）、3. 汚水収集方式（調査区域（王宮含む）内の汚濁負荷を確実に収集し、現実的に処理区内の公共用水域の水質改善を図れる汚水収集方式）、上記以外の検討項目の追加もあれば、含めてください。

²⁰ 自然条件調査・現地条件調査等の細目、数量、実施方法及び現地再委託の品質管理手法を提案ください。

²¹ 調査工程、関係機関との協議体制、成果品提出時期及び実施スケジュールを整理し、工程短縮及び手続きの効率化に向けた実施方策を検討するための手法を提案ください。

²² 事業コンポーネントの妥当性及び優先順位付けに係る評価手法を提案すること。

る。測量範囲、縮尺、精度及び成果形式については、概略設計及び積算に必要な水準を確保することとし、以下の測量を想定しているが追加の調査等に応じてプロポーザルで提案すること。

下水道事業では重力の力で水を流す自然流下が多く採用される。地図上に等高線が書かれていると地形がわかるので、下水管の図面（平面図）、下水処理場のレイアウト図（平面図）等には等高線が入った図面を使うこと。④-1 地形測量

対象範囲は約 10 km²、汚水幹線・ポンプ場・処理場等の根幹施設の配置を示す全体平面図は 1/2500-1/5000 の実施機関等の地形図を使用すること。処理場・ポンプ場の概略設計に必要な地形図は 1/500 程度とし、等高線は 0.2m 間隔で座標・標高の成果表作成の上地形測量を実施すること。

④-2 縦断測量

汚水・雨水の幹線ルート of 管渠計画のため、縮尺（横 1/500-1/1000、縦 1/100 程度）、測点番号、距離、標高を記載した縦断図を作成する。測定間隔は 50m を基準とし、勾配変化等の区間は 20m 程度、交差点や屈曲点等は追加、横断測量（道路幅員＋両側数メートルとし、ピッチは基本側点ごととするが地形状況により判断すること）。

⑤ 地質・地盤調査（現地調査）

対象構造物の計画、設計及び施工計画の検討に必要な地質状況等を把握することを目的として、地表地質踏査、ボーリング調査、標準貫入試験、地耐力試験、土質試験、透水試験（K 値）等を実施する。ボーリング本数、ボーリング延長、各種試験内容等については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の根幹施設の計画を踏まえプロポーザルで提案すること。

ボーリング調査では、必ずコアを全長に亘って採取すること。また、ボーリング柱状図とコア写真を成果品に含め、調査地点とその選定根拠及び支持層の判断根拠を明確にすること。本業務において、地すべりや活断層が想定される箇所が認められた場合には、発注者（注：JICA）と協議の上、調査箇所を追加することが望ましい。なお、ボーリングコアは、実施機関に提供し、工事完了まで保管することが望ましいが、実施機関と調整の上難しい場合は、調査の目的を達するまでの期間保管し、その後適切に破棄すること。

⑥ 地籍調査

事業用地、工事用ヤード、土取り場、土捨て場、仮設道路、汚泥処理・処分場所等について、土地所有、土地利用、権利関係及び用地取得・補償の要否を把握し、環境社会配慮調査及び事業実施計画に反映する。

⑦ 支障物調査（机上調査、現地調査：10km²）

事業対象区域及び施工予定箇所において、道路、橋梁、既存排水路、既存管渠、電柱、建築物、樹木、文化財関連施設等の地上支障物を把握する。施工計画、交通管理計画、移設要否及び事業費積算に反映すること。

⑧ 既設下水道、排水路、運河、湖沼、戸別接続の現況調査（現地調査：10 km²）

既存の下水道、排水路、運河、湖沼、濠、宅内排水・接続状況について、位置、構造、寸法、流下能力、老朽化、堆砂・閉塞、放流先、維持管理状況等を把握する。特に、インターセプト方式下水道として既存の排水施設を活用する場合は、管渠内を清掃のうえでカメラ調査を行い、汚水排水施設として使用できるか、戸別接続の可否等を評価し、課題を整理すること。

⑨ 埋設物調査（机上調査、現地調査：10 km²，水道、電力、通信、遺跡等）

水道、電力、通信、ガス、既存排水・下水管、その他地下埋設物について、既存図面、関係機関への確認、現地踏査、試掘やレーダー探査（非掘削調査）による地下埋設物調査の実施など正確な埋設状況の把握に努めることとし詳細設計時において面的に調査する方法を検討すること。世界遺産区域及びその周辺においては、地下遺構・文化財への影響の有無及び程度を確認し、HMCC 等関係機関と調整すること。

⑩ 社会条件調査（机上調査、人口、資産、公共施設、土地利用等）

既存統計、都市計画・土地利用計画、行政資料及び既往調査結果等を収集・整理し、人口、世帯、公共施設、商業施設、観光施設、土地利用、交通状況、貧困・脆弱層、生活排水の排出状況及び衛生施設の状況等を把握する。調査結果は、計画人口、汚水量原単位、戸別接続促進、住民啓発、環境社会配慮、用地取得・住民移転影響の確認、並びに運営・維持管理計画に反映する。

⑪ 既設管渠調査（現地調査）

既存管渠を活用又は改修を検討する可能性のある区間を対象として、CCTV 調査、目視調査、マンホール調査等を実施し、管渠の老朽化、破

損、閉塞、堆砂、浸入水・漏水（infiltration/exfiltration）等の状況を把握する。CCTV 調査については、実施機関が保有する調査機材を有効活用し、実施機関主体で実施するものとする。調査の実施に当たっては、調査計画の策定、機材操作、調査結果の判読及び評価等の各段階において、CP（実施機関職員や民間委託先関係者）を対象とした OJT 形式による技術移転を行い、既設管渠の維持管理及び点検調査に係る技術力の向上を図るものとする。調査対象区間は、既設施設の状況、重要度及び代表性を考慮して選定し、必要に応じて代表地点又は代表区間を対象としたサンプル調査を実施する。調査結果に基づき、既存管渠ごとに「継続活用」「補修・更生」又は「更新」の適用可能性を評価するとともに、対策の優先順位を整理する。また、その結果を踏まえて、詳細設計（DD）段階において、追加的な調査が必要となる対象区間及び調査内容を明確化する。

なお、実施機関が行う現場調査においては、酸素欠乏、有毒ガスなどの安全上のリスクに十分留意し、酸素濃度計・有毒ガス検知器などの必要な安全対策が講じられることを実施機関と確認すること。

⑫ 污水計画関連調査

人口推移（人口統計、観光人口、上位計画）、人口密度の地域分布、工場排水量の現況、上水道の現況と計画（給水量統計、給水人口、普及率、給水量時間変動、取水・水源・処理施設、用途別給水量（住宅・営業・工業）、放流水質の規制、環境上の水質環境基準の類型等

⑬ 雨水計画関連調査

降雨特性の整理（降雨データ収集整理）、雨水排水系の整理（各種排水施設、主要水路、河川の現況・計画浸水状況、管理管轄、流域界、水位、流量、吐口地点、浸水区域と原因や頻度と程度）

⑭ 関連計画調査

都市計画マスタープラン、排水・下水道マスタープラン、土地利用計画、雨水排水・洪水対策計画、道路計画、環境関連計画、世界遺産・景観規制等、下水道計画に関連する諸計画について調査・整理を行う。

⑮ 排水・衛生実態調査

既存の排水設備、排水経路状況、セプティックタンクの普及状況（フェーズ1のセプティックタンクの扱い含む）、構造と浸出水の吐き先、維持管理状況、法令・方針等の整理。汚泥処理・収集運搬処理体制、関連法令等について調査する。

⑯ 水質調査（現地調査）

河川、水路、濠を含む公共用水域の水質調査を行い、水質汚染状況を定量的に把握する。調査水質指標は、現地測定（pH、D₀、水温、EC、濁度）、水質分析：有機物（BOD、COD、SS）、栄養塩（TN、TP、NH₄-N、NO₃-N、PO₄-P）、衛生指標（大腸菌群）等を基本とするが、対象国や我が国の環境基準を参考とし、測定地点・頻度（雨季・乾季等）とともに、環境アセスメントにおける影響評価および事後評価との連携を踏まえプロポーザルにて提案すること。また、既設管を利用した遮集下水道を計画する場合には、遮集対象となる未処理汚水の水質調査を実施し、汚濁負荷の収集効率、遮集効果等について分析・評価を行うこと。調査結果は、下水道処理計画区域内で発生する汚濁負荷（生活排水等の点源負荷）と、公共用水域へ流出している汚濁負荷（面源・未処理排水等）の収支関係を整理するために活用する。さらに、下水道接続率の向上に伴う汚濁負荷削減効果を定量的に把握するための基礎データとして活用する。これらを踏まえ、必要に応じて簡易的な水質予測手法等を用い、公共用水域における水質改善効果を検討するとともに、費用対効果の観点から、分流式、合流式等を含めた最適な污水収集方式の提案を行うこと。

（５）環境社会配慮に係る調査

本業務では以下の対応を行う。²³242526

- 本業務においては、「JICA 環境社会ガイドライン」（2022 年 1 月公布）に基づき、カテゴリ A 案件として環境影響評価（EIA）及び住民移転計画（RAP）の作成を含む詳細な環境社会配慮調査を実施する。

① 環境アセスメント

（ア） 概要

- 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行 Environmental and Social Standard (ESS) 1 Annex 1 に記載のある内容を含めることとし、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予

²³ 世界遺産保全の観点も踏まえた環境社会配慮助言委員会対応及び関係機関協議を円滑に進めるための方針を提案ください。

²⁴ 自然条件調査・現地条件調査等の細目、数量、実施方法及び現地再委託の品質管理手法を提案ください。

²⁵ 調査工程、関係機関との協議体制、成果品提出時期及び実施スケジュールを整理し、工程短縮及び手続きの効率化に向けた実施方策を検討するための手法を提案ください。

²⁶ 事業コンポーネントの妥当性及び優先順位付けに係る評価手法を提案すること。

測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 9 月）」及び世界銀行の環境社会ポリシーを参考にする。

➤ 以下に留意する。

- ・相手国等（関係官庁・機関）がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえ、スコーピング段階、ドラフト最終報告（DF/R）段階で、現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。

- ・影響評価の検討にあたっては、施工時及び供用時の影響に加え、放流先を含む流域レベルでの影響、周辺事業・施設等に伴う派生的・二次的な影響及び累積的影響を評価する。また、不可分一体事業及び Rights of Way に含まれないものの負の影響が想定される関連施設（採石場、土取り場、土捨て場、仮設ヤード、アクセス道路等）を検討対象とする。

- ・緩和策の実施が新たな用地取得を伴う場合（例：住民移転の代替地や代替植樹地等）はその実現性も考慮する。

- ・環境ベースライン調査は、雨季及び乾季双方において実施する。

- ・環境社会配慮助言委員会にスコーピング案とドラフト・ファイナル・レポートの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

- ・相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

（イ） 環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

➤ 本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため 現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開、労働環境（労働安全、労働者の権利を含む）等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

(c) 関係機関の役割

イ) 代替案（事業を実施しない案を含む）の初期的な比較検討

ウ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

エ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目（乾期・雨期等の主な季節毎に対して調査すること）、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用

地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。）

オ）影響の予測（定量的な予測を含むのが望ましい。）

カ）影響の評価及び代替案の比較検討（比較にあたっては環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析を含めること。）

キ）緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

ク）環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成

ケ）予算、財源、実施体制の明確化

コ）ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）。例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援すること。

サ）プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計注：上記、ウ）～ク）は一連の検討に沿って作成する必要があるため、各評価項目（例：大気質、水質）はスコーピング、ベースライン調査、影響評価、環境管理計画、モニタリング計画等を通じて整合する必要があることに留意すること。

シ）世界遺産保全に係る調査

- ・HMCC 及び関係機関から共有された資料・協議を通じ、世界遺産地域に関する法律や条例、管理計画等を確認するとともに、世界遺産区域、バッファゾーン、ゾーニング及び保全対象範囲・許認可手続きを特定する。

- ・JICA 環境社会ガイドラインが、原則として文化遺産保護のために指定された地域での事業実施を禁じていることを踏まえ、事業実施範囲が同地域内に重なる場合は、回避するべく事業計画の見直しを検討する。例外的に実施せざるを得ない場合は、「JICA 環境社会ガイドライン(2022 年 1 月版)に関するよくある問答集 (FAQ)」に記載の内容に従い、条件の整理を行う。

- ・対象事業地（管渠敷設、ポンプ場設置、護岸工事、湖沼・河川浚渫、水辺空間整備等）について、世界遺産コアゾーン及びバッファゾーンへの該当可能性を確認する。特に、河川・水系における工事については、位置によりコアゾ

ーン又はバッファゾーンに該当する可能性があることから、空間的範囲及びゾーニングの確定を行う。保護対象区画に該当する場合は、事業計画の見直しにより回避を検討する。

- ・ 管渠整備については、バッファゾーン内に位置する可能性を踏まえ、保護対象区画に該当する場合は、事業計画の見直しにより回避を検討する。対象区画外であった場合もその影響の有無及び内容を評価の上、必要な緩和策及びモニタリング計画を検討する。

- ・ 護岸工事及び浚渫については、ユネスコ世界遺産コアゾーンに該当する可能性を含め検討し、影響の有無及び内容を評価の上、保護対象区画に該当する場合は、事業計画の見直しにより回避を検討する。対象区画外であった場合も必要な緩和策及びモニタリング計画を検討する。

- ・ 上記以外の事業についても、世界遺産への影響の有無及び内容を評価の上、必要な緩和策及びモニタリング計画を検討する。

- ・ HIA の要否、実施主体、調査項目及び承認手続を確認し、必要に応じて HIA (Heritage Impact Assessment) 実施を支援する。

- ・ MOCST 等関係機関との調整を行い、必要なコメントの取得及びベトナム政府内での承認手続を整理する。また、MOCST 等世界遺産・文化遺産保存・保護に関連する機関に加え、地域コミュニティその他ステークホルダーとの協議実施を支援する。

- ・ 施設配置、管渠敷設、ポンプ場設置、浚渫・護岸工事、水辺整備等が文化遺産、景観、地下遺構及び歴史的水系に与える影響を評価し、設計及び施工計画に適切に反映する。

(ウ) 環境アセスメント報告書案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する

② 住民移転計画

(ア) 「JICA 環境社会ガイドライン」世界銀行 ESS 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下ア)～サ)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2025 年 9 月)」を参考にする。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水

準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

(a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する乖離については必ず確認する。

イ) 住民移転の必要性の記載

(a) 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるための代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

ウ) 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

(a) 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

(b) 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

(c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、高齢者、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

エ) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- (a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。
- (b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- (c) 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。
- (d) ESS 5 で定義される再取得価格に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得価格と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- (e) 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能であることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

オ) 移転先地整備計画の作成（事業の中で移転先地を整備する場合）

- (a) 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。

カ) 苦情処理メカニズムの検討

- (a) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

キ) 実施体制の検討

(a) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。

(b) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体等から承諾を得る。

ク) 実施スケジュールの検討

(a) 補償金や転居に必要な支援（転居費用等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（学校、医療等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

ケ) 費用と財源の検討

(a) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

コ) モニタリング・事業終了評価方法の検討

(a) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

(b) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

(c) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

サ) 住民参加の確保

(a) 社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民族にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが

望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等に含むこととする。

- (イ) 住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

(6) ジェンダー及び障害主流化の視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会や世帯内における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組み状況及び今後の取り組み方針について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。同様に、障害主流化の視点から、障害の有無及び障害種別により異なるニーズ、課題及び影響を確認し、本事業が障害者を含む多様な住民に対して安全かつ適切に裨益するための方策を検討すること。特に、下水道・排水・衛生サービスへのアクセス、住民説明・啓発活動への参加、並びに関連施設の利用におけるアクセシビリティに留意すること。
- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

(ア) 社会・ジェンダー分析を行う。

(イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

(ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

(エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

(オ) 可能な範囲で、受益者の障害の有無及び障害種別に係る情報を収集する。

(カ) 障害当事者又は障害者団体等の意見も踏まえ、本事業の枠組みの中で障害主流化の推進に資する活動を特定する。

(キ) 障害主流化の取組を担保し、測定するための指標を検討する。

③ 調査項目として下記を含める。

(ア) 水環境・衛生サービスへのアクセス状況と課題

- 下水道、排水、衛生施設へのアクセスや利用にジェンダー格差はあるか。
- 戸別接続、下水道料金、衛生改善に関する男女別の認識・ニーズ・負担感はあるか。
- 女性、女児、高齢者、障害者、貧困層等が安全かつ適切に裨益できるか。

(イ) 市場・飲食店・観光関連業に従事する女性への影響

- 対象地域の市場、飲食店、露店、観光関連サービス等における女性の就業状況、役割、収入への依存度はどうか。
- 工事中の交通規制、店舗前面の掘削、騒音・粉じん、アクセス制限等が、女性事業者・販売者・従業員の営業、収入、移動、安全に与える影響は何か。
- 排水改善、水質改善、悪臭軽減が、女性の労働環境、衛生環境、来客数、観光関連収入に与える正の効果は何か。

(ウ) 住民啓発・戸別接続促進におけるジェンダー視点

- 家庭内で水利用、衛生管理、子どもの健康管理等を主に担う者は誰か。
- 戸別接続や料金支払いに関する意思決定に女性が関与しているか。
- 住民説明会、衛生教育、接続促進活動に女性が参加しやすい時間・場所・方法となっているか。

(エ) 施設設計・運営維持管理におけるジェンダー視点

- 下水処理場、ポンプ場、管理施設等において、女性職員・利用者の安全性、プライバシー、トイレ・更衣・休憩スペース等への配慮が必要か。
- 実施機関、運営維持管理会社等における女性職員、女性技術者、女性管理職の割合及び研修参加の機会はどうか。

(オ) 用地取得・住民移転・生計への影響

- 用地取得、補償、住民移転が発生する場合、土地所有・使用権、資産、生計手段についてジェンダー別に確認する。
- 女性世帯主世帯、貧困世帯、河川・運河沿いに居住する脆弱層、市場・露店等を営む女性への影響を確認する。

(カ) 建設作業員のジェンダー別の雇用状況・環境及び SGBV 等のリスク

- 建設作業員のジェンダー比、賃金、雇用条件に男女差はあるか。
- 女性労働者向けのトイレ、更衣室、休憩所、夜間照明、相談窓口等は確保されるか。
- 工事現場、資材置場、トラック待機場所、市場周辺等において、女性住民、女性労働者、女性販売者等が SGBV やハラスメント等に巻き込まれるリスクはないか。

(キ) 洪水・災害時のジェンダー配慮

- 洪水・浸水時の避難行動、情報入手手段、警報・通知へのアクセスにジェンダー差はあるか。
- 女性、高齢者、障害者、子ども、貧困層、市場・飲食店等で就業する者が早期避難や浸水対策から取り残されないよう、情報伝達、避難支援、住民啓発の方法を検討する。

(7) 気候変動対策事業・生物多様性保全事業としての案件形成に係る情報収集・分析²⁷

- 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」を参考に、本事業の温室効果ガス総排出量の推計を行う。なお、「第4条 業務の内容（5）環境社会配慮」における温室効果ガス総排出量推計条件に該当しない場合は、プロジェクト総排出量を報告書に記載せず、Climate-FIT を用いた推計結果を別途 JICA に提出する。なお、推計を行った際には、推計に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）を発注者に提出すること。
- 事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。
- 本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。なお、推計を行った際には、推計に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）を発注者に提出すること。
 - 具体的には、下水処理場及びポンプ場の運転に伴う電力消費、汚泥処理、維持管理段階におけるエネルギー消費等を確認し、省エネルギー型機器、曝気制御、ポンプ効率化、LED 照明、太陽光発電、処理場内での再生可能エネルギー活用等、GHG 排出量削減に資する取組の導入可否、導入条件及び削減効果を整理する。また、効果が確認できる場合には、Climate-FIT 緩和版を参考に GHG 排出削減量の推計を行う。「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リス

²⁷ パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contribution）を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

クの回避・低減策等)の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口(適応案件の受益者数)の推定を行う。なお、気候変動リスク評価に使用した根拠資料(リスクツリーや裨益人口算出の考え方等)を発注者に提出すること。

➤ 具体的には、対象地域における過去の豪雨、洪水、内水氾濫、河川水位上昇、局所的な浸水・滞水箇所(Black points)等の災害履歴及び被災状況を確認し、下水処理場、ポンプ場、管渠、電気・制御設備等に対する浸水リスクを評価する。その上で、施設配置・地盤高の設定、防水・止水対策、非常用電源、雨水貯留、排水能力の確保、河川・運河・湖沼の浚渫・護岸、グリーンインフラ等、実装可能な適応策を検討する。

➤ 生物多様性の主流化に資する対応策を可能な範囲で行う。

(8) JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合(特に脱炭素化)に関する検討

JICA サステナビリティ方針への整合性の確認

「JICA サステナビリティ方針」で定める「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施する」との目標を踏まえ、本事業の位置づけを以下の観点で検討する。なお、下記①～③の検討結果については報告書には記載せず、発注者が受注者に配布する様式に沿って、別途発注者に提出する。

① 「国が決定する貢献(NDC)」と矛盾がないか

- 本事業で使用される技術が当該国の最新の「国が決定する貢献(Nationally Determined Contribution: NDC)」において、明確に投資対象外とされている技術でないかを確認する。
- また、その他の NDC の前提となる気候変動やエネルギー政策における本事業の位置づけを確認する。

② 脱炭素化ロードマップ・パスウェイとの整合性(該当する場合のみ)

- 2050 年カーボンニュートラル達成に向けた当該セクターの道筋(パスウェイ)を含む当該国政府が策定したロードマップの有無を確認する。そのようなロードマップが存在しない場合には、IEA といった国際機関や他の支援国等が策定した 1.5℃目標達成に向けた当該セクターの道筋(パスウェイ)を確認する。
- なお、IEA といった国際機関や他の支援国等が策定した 1.5℃目標達成に向けた当該セクターの道筋(パスウェイ)については、可能な限り、当該国や当該地域、新興・開発地域の道筋など、当該国の道筋と関連性が高いものを使用する。
- 本事業の特性が上述の脱炭素化ロードマップ・パスウェイと整合するかを確認する
- 脱炭素化ロードマップ・パスウェイで掲げる炭素集約度の推移と本事業の炭素集約度の推移、又は排出量の総量の比較を行う。また、本事業の道筋が整合しない場合には、当該国の当該セクター全体の脱炭素化に向けた道筋が、本事業によって阻害されるものでないかを検討する。
- また、使用する技術がトランジション技術とタクソノミー等で位置づけられているかを検討する。

③ カーボン・ロックイン（ロックイン効果）の確認

- 本事業が近い将来に炭素集約的運用から低炭素型の運用に移行する可能性があるか、移行の可能性が阻まれていないかを確認する。例えば、以下の観点で検討する。
- 事業のビジネス上の特性：低炭素型の代替手段が実現可能になった場合でも、そのような手段への切り替えが起こらないリスクが事業構造・契約上内包されていないかを確認する。
 - 具体的には、本事業における下水処理場、ポンプ場、汚泥処理設備等について、処理方式、設備仕様及び維持管理契約等が、将来的な低炭素型運用への移行を阻害しないかを確認する。特に、省エネルギー型機器、高効率ポンプ、可変速制御、曝気制御、SCADA 等による運転最適化、太陽光発電等の再生可能エネルギー導入、汚泥の有効利用、設備更新時の高効率機器への切替え等が技術的・契約上可能かを確認する。また、過大な施設容量や非効率な常時運転を前提とした仕様となっていないか、段階整備や需要増に応じた柔軟な設備増設・更新が可能かについても確認する。
- 当該セクターの市場構造の特性：当該セクターでの規制や市場構造により、低炭素技術への切り替えを停滞させるインセンティブを本事業が生み出さないかを確認する。
- 当該プロジェクトの背景事情：2050 年のカーボンニュートラル達成に加えて、当該国政府や実施機関、運営主体等が脱炭素化に向けたコミットメントや計画を有しているか等を踏まえ、定性的に本事業がどのような位置づけとなる見込みかを確認する。

（９）事業スコープの検討^{28,29}

本事業の対象コンポーネントでは、基礎調査における提案をもとに、以下の事業スコープを実施することが想定されているため、現地調査等を通じて事業スコープの確認を行う。基礎調査においては、污水収集方式について遮集式を想定しているとあったが、本事業の目的である公衆衛生の向上及び公共用水域の水質改善に適した方式を検討すること。また、コンポーネント 3 については、フエ市及び JICA 間で検討される事項と整理されていることから、本業務においてその内容及び本事業への含め方を確認すること。

①コンポーネント 1：建設

（ア）合流式下水道

- ・管渠ネットワーク：57,663m
- ・CSO 施設：102 箇所

（イ）污水収集管渠

²⁸ フエ市に適した下水道システムを提案ください。主な検討項目は、1. 戸別接続（途上国の腐敗槽尿尿や家庭雑排水の住居からの排除の方法）、2. 腐敗槽（下水道事業供用開始後の有り方）、3. 污水収集方式（調査区域（王宮含む）内の汚濁負荷を確実に収集し、現実的に処理区内の公共用水域の水質改善を図る污水収集方式）、上記以外の検討項目の追加もあれば、含めてください。

²⁹ 事業コンポーネントの妥当性及び優先順位付けに係る評価手法を提案すること。

- ・遮集管（インターセプター）：42,063m

- ・圧送管：17,500m

（ウ）ポンプ場

- ・ポンプ場：11箇所（うち、主要ポンプ場1箇所）

（エ）下水処理場

- ・下水処理場：30,000m/day（将来拡張処理能力 50,000m/day）

（オ）フエ城塞内水系及び河川護岸

- ・トンネル改修：344m

- ・湖沼浚渫：219,694 m³

- ・湖沼護岸：2900m

- ・表面曝気装置：30基

- ・Black point 対策：5地点

（カ）気候変動対策

- ・護岸工事：14,000m

② コンポーネント 2：コンサルティング・サービス

- ・事業全体の実施段階に係るコンサルティング・サービス

③ コンポーネント 3：能力強化及び実施支援

- ・TA 支援

- ・住民啓発のための教育、情報提供及びコミュニケーション活動

（10）代替案の検討³⁰³¹

上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。³²

- 代替案検討が求められる項目³³は以下のとおり。代替案については、事業費、工期、施工中の交通・商業活動への影響、用地取得・住民移転、世界遺産及び景観への影響、運営・維持管理性等に加え、本事業の目的である公衆衛生の改善及び公共用水域の水質改善への効果を比較し、推奨案、その根拠、優位性及び留意点、リスクを整理すること。また、事業目的との整合性については、公共下水道への戸別接続率、汚水収集率、汚濁負荷削減量、処理場流入水質、処理水質及び

³⁰ フエ市に適した下水道システムを提案ください。主な検討項目は、1. 戸別接続（途上国の腐敗槽屎尿や家庭雑排水の住居からの排除の方法）、2. 腐敗槽（下水道事業供用開始後の有り方）、3. 汚水収集方式（調査区域（王宮含む）内の汚濁負荷を確実に収集し、現実的に処理区内の公共用水域の水質改善を図る汚水収集方式）、上記以外の検討項目の追加もあれば、含めてください。

³¹ 事業コンポーネントの妥当性及び優先順位付けに係る評価手法を提案すること。

³² 事業コンポーネントの妥当性及び優先順位付けに係る評価手法を提案ください。

³³ 上記で指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う。

放流先水域への影響を踏まえ、可能な範囲で定量的に整理すること。

- ① 下水道処理区域及び下水処理場建設予定地
 - ② 下水の排除方式
 - ③ 下水管渠の排除方式
 - ④ 下水管渠の種類
 - ⑤ 下水管渠の施工方式
 - ⑥ 水処理方式
 - ⑦ 汚泥処理方式、汚泥有効利用の可能性
 - ⑧ 護岸工事・堤防整備・湖沼浚渫
 - ⑨ 洪水・局所的浸水対策の手法
- 代替案の検討に当たっては、単にフェーズ1事業と同様の方式を前提とするのではなく、本事業の主目的である公衆衛生の向上及び公共用水域の水質改善を達成する観点から、汚水収集率、公共下水道への戸別接続の実現条件、越流水の公共用水域への影響、既存管渠の活用可否、維持管理性及び費用対効果を確認すること。
- フェーズ1では、セプティックタンク（腐敗槽）の処理水の上澄みを下水管へ排出する場合も含めて戸別接続としてカウントしているとの話があったが、戸別接続はトイレから直接下水管へ接続されるもの、戸別接続で腐敗槽は不要になるのが本来の姿であるが、この点について実施機関と協議して戸別接続の定義を検討する。この定義次第で、戸別接続といえども衛生環境の改善が期待できない場合があることを実施機関と確認する。

（11）概略設計³⁴³⁵

- 上記各種調査や既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計の実施に当たっては、本事業に係る設計方針（設計基準等の設計条件を含む）を提案し、発注者と協議し承諾を得たうえで、相手国政府・実施機関に説明を行う。
- ① （下水処理場、ポンプ場、下水管渠）の概略設計
 1. 基本事項の検討
 - ✓ 整備目標年次、計画区域設定・区域分割、計画フレーム（人口工業等）、
 - ✓ 汚水量原単位、計画汚水量、汚濁負荷量原単位、計画汚濁負荷量
 - ✓ 計画降雨強度、流出係数の算定、設計基準（管渠関係）、

³⁴ フェーズ1に適した下水道システムを提案ください。主な検討項目は、1. 戸別接続（途上国の腐敗槽尿や家庭雑排水の住居からの排除の方法）、2. 腐敗槽（下水道事業供用開始後の有り方）、3. 汚水収集方式（調査区域（王宮含む）内の汚濁負荷を確実に収集し、現実的に処理区内の公共用水域の水質改善を図る汚水収集方式）、上記以外の検討項目の追加もあれば、含めてください。

³⁵ 事業コンポーネントの妥当性及び優先順位付けに係る評価手法を提案すること。

- ✓ まとめと照査（方針の確定・確認と作業内容の照査）
- 2. 根幹的施設の配置の検討
 - ✓ 処理場位置、放流水質検討（水質向上見通し等）、幹線ルート設定、汚水・雨水ポンプ場の必要性検討（位置、能力、圧送ルート等）
 - ✓ まとめと照査（方針の確定・確認と作業内容の照査）
- 3. 汚水管渠計画
 - ✓ 測量（予想幹線ルート、低地盤、河川、水路、鉄道横断等）、
 - ✓ 平面図【一般図、幹線区画割施設平面図】（全体計画区域、分区界、幹線ルート、ポンプ場・処理場位置、管渠記号、区画割線、面積、形状寸法、勾配、路線延長等）
 - ✓ 流量計算（幹線汚水流下量算定）
 - ✓ 縦断面図（幹線縦断、管渠形状寸法、勾配等）
 - ✓ 汚水管・汚水桝・取付管・マンホール（インバート）・落差処理等し尿や雑排水や固形物も円滑に流下可能な排水施設の仕様を提案すること
 - ✓ 関連管理者協議図書
 - ✓ まとめと照査（方針の確定・確認と作業内容の照査）
- 4. 雨水管渠計画
 - ✓ 測量（予想幹線ルート、低地盤、河川、水路、鉄道横断等、吐口地点の河海等の底高、水面高、堤防高等）、
 - ✓ 既設主要水路の概略流下能力
 - ✓ 平面図【一般図、幹線区画割施設平面図】（全体計画区域、排水区、幹線ルート、ポンプ場、管渠記号、区画割線、面積、形状寸法、勾配、路線延長。分区界等）
 - ✓ 流量計算（幹線雨水流下量算定）
 - ✓ 縦断面図（幹線縦断、管渠形状寸法、勾配等）
 - ✓ 吐口の検討（現況位置との整合、統合の検討）
 - ✓ 関連管理者協議図書
 - ✓ 雨水流抑制対策の必要性の検討（グリーンインフラ等）
 - ✓ まとめと照査（方針の確定・確認と作業内容の照査）
- 5. 汚水ポンプ場計画
 - ✓ 容量計算（主要施設の能力）
 - ✓ 施設計画（施設フロー・配置）
 - ✓ 図面作成（概略計画、位置図、一般平面図、水位図）
 - ✓ 関連管理者協議図書
 - ✓ まとめと照査（方針の確定・確認と作業内容の照査）
- 6. 雨水ポンプ場計画
 - ✓ 容量計算（主要施設の能力）
 - ✓ 施設計画（施設フロー・配置）
 - ✓ 図面作成（概略計画、位置図、一般平面図、水位図）
 - ✓ 関連管理者協議図書
 - ✓ まとめと照査（方針の確定・確認と作業内容の照査）
- 7. 終末処理場計画
 - ✓ 水処理方式（水処理方式の検討、建設費、維持管理費等の比較検討）
 - ✓ 污泥処理処分方法
 - ✓ 容量計算（主要施設の能力検討）

- ✓ 施設計画（処理フロー及び施設配置の検討）
- ✓ 図面作成（概略計画図：位置図、一般平面図、水位関係図）
- ✓ 関連管理者協議図書
- ✓ まとめと照査（方針の確定・確認と作業内容の照査）
- 8. 財政計画策定
 - ✓ 汚水の概算事業費（汚水施設：面整備費、污水管渠、污水ポンプ場、終末処理場建設費）
 - ✓ 雨水の概算事業費（面整備費、雨水幹線・雨水ポンプ場建設費）
 - ✓ 事業計画（段階的建設計画、年度別事業費）
- 9. 提出図書の作成
 - ✓ 報告書（概略全体計画説明書）
 - ✓ 提出図書（一般図、区画割施設平面図、縦断面図、ポンプ場・終末処理場の位置図、一般平面図、水位関係図、流量計算書、各種計算書等）

②（護岸工事、堤防整備、湖沼・河川浚渫及び遊歩道などの関連水辺空間整備）の概略設計

・護岸工事、堤防整備、湖沼・運河・濠の浚渫及び遊歩道などの関連する水辺空間整備については、侵食又は損傷している護岸の復旧・再整備、護岸上部又は周辺における遊歩道等の水辺空間整備、及び水質改善に資する浚渫を主な対象として検討すること。検討に当たっては、対象箇所、延長、平面、縦断、横断、構造形式、設計水位、天端高、法勾配、根入れ、必要な浚渫深、附帯施設、景観配慮条件、安全性及び維持管理条件を整理すること。

・本業務における検討は、広域洪水対策又は河川・水路全体のピーク流量及び流下能力の詳細検討を目的とするものではない。ただし、護岸・堤防等の再整備により流下断面が固定されることに留意し、既存水系、河川水位、潮位、排水施設との接続状況等を踏まえ、計画施設が周辺水理条件に与える影響について必要な範囲で確認すること。

・作成する図面は、全体計画図については1/5,000～1/10,000程度、平面図、縦断図及び横断図については1/100～1/500程度を標準とする。

③ 電気設備・保守設備・防災設備の計画

事業完成後、将来処理量を考慮し、安全性に配慮した設備計画を検討する。

また、供用時、将来の運用計画を満足するための配電計画、消火栓配置、用水確保等を検討する。

④ 完成予想図（3D技術を活用したCG等）

- ・ 最適代替案を選定する際の意思決定を補助する目的でのビジュアル作成
- ・ 概略設計後の完成予想図の作成

（12）事業実施計画の策定

➤ 上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

（ア） 施工計画

- 建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。
- 施工計画の策定にあたっては、候補施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえること。
- 想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可否に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮すること。

(イ) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

- 安全対策に係る相手国の法令及び JSSS を参照の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を策定する。
- 相手国側の対応が求められるような、用地確保や交通規制等の事項については、対応をとるべき当事者、調整が必要な相手国関係機関を整理すること。

(ウ) 資機材調達計画

- 本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する。
- 施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含めること。

(エ) 事業実施スケジュールの策定

- 施工計画、資機材調達計画、相手国政府・実施機関が行う手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。バーチャート上には、施工・調達に当たって重要な項目及び環境社会配慮や森林・休耕地を含む耕作地・使用許可・用地取得等の外部条件を整理して明記すること。その際には、施工に当たって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保並びに施工に必要な工事用道路構築等に要する期間を適切に反映すること。

(オ) 人材育成・技術移転計画及び住民啓発活動の反映

- フェーズ 1 事業及び既往の下水道分野に係る研修、専門家派遣、技術協力等により育成された人材及び関係機関とのネットワークを確認し、フェーズ 2 において必要となる人材育成・技術移転、運営・維持管理能力強化、公共下水道への戸別接続促進及び住民啓発活動について、事業実施計画に反映すること。

(13) 本邦技術の活用可能性の検討

本業務では以下の対応を行う。

(ア) 事業における技術的ニーズ

- 本事業に期待される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

(イ) 活用可能な本邦技術・工法

- 本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。競合国企業の技術レベル・施工実績等も整理する。
- 本邦企業に優位性があると考えられる技術としては第3条（7）を参照。

(ウ) 相手国が活用を希望する本邦技術・工法

- 相手国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果・機能・経済性（ライフサイクルコスト）・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。

(エ) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

- 上記検討及び相手国政府・実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、整理する。

(オ) 本邦調達比率の算定

- 本邦調達比率（全体・各パッケージ）を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。

（14）事業費の積算

- 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

(ア) 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロントエンドフィー

(カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(キ) その他1（融資非適格項目）

- ア) 用地補償等
 - イ) 関税・税金
 - ウ) 事業実施者の一般管理費
 - (ク) その他 2 (融資非適格項目※)
 - ア) 完成後の委託保守費
 - イ) 初期運転資金
 - ウ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - エ) 他機関建中金利
- ※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

(イ) 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール (Excel ファイル) の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している (macOS は推奨しない)。提出後はデータを消去すること。

(ウ) 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

(エ) 直接工事費・諸経費の内訳の整理

- 直接工事費の内訳 (Bill of Quantity: BQ)、諸経費³⁶ (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等) の内訳について、積算根拠 (バックデータ、適用した積算基準等) とともに整理し、発注者に提出する。

(オ) 事業費にかかるコスト縮減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

(カ) 類似事業との事業費等の比較

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」 (様式の指定なし) を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。
 - 実施時期
 - 事業費 (総事業費 (当初見積額・実績額) 及び内訳)
 - 設計条件・仕様

³⁶ 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする (積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。)

- 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件等）
- 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

（１５）調達計画の策定

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計・施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、発注者の承諾を得る。
- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、非差別性・経済性に配慮し、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しい適切な規模・数のパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記②～③の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

① 相手国における当該類似事業の調達事情

- ・ 本事業で実施される類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地コントラクターの一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- ・ 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

② コンサルタントの選定方法案

- ・ ショートリストの策定方法
- ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

③ コントラクターの選定方針案

- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ・ 調達方式
- ・ PQ 実施要否
- ・ 資格要件の設定
- ・ 適用する標準入札書類・契約約款
- ・ 事業内容に適した契約条件（特に前渡金を始めとした支払い条件、ただし契約条件の雛形からの修正は最低限とする）
- ・ 紛争裁定委員会（Dispute Board）の設置

（１６）事業実施体制の検討

本業務では以下の対応を行う。

① 実施機関の体制（組織面）

- 実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造（組織図、意思決定の手順等）、人員体制、ベトナム国で実施されている下水セクターに係る類似事業の実施体制、制度を整理したうえで、本事業における組織体制の在り方について検討する。
- フェーズ1で事業実施、施工監理、関係機関調整、運営・維持管理等の経験を有するPMU職員及び関係機関職員について、フェーズ2における継続的な関与の可否、役割分担及び配置計画を確認する。
- また、フェーズ2の事業規模、実施スケジュール、世界遺産区域を含む関係機関調整の複雑性等を踏まえ、現行体制で十分な実施能力を有するかを確認し、必要に応じて人員増強、専門人材の配置、外部支援、コンサルティング・サービスに含めるべき支援内容等を検討する。

② 実施機関の体制（財務・予算面）

- 実施機関の財務状況、予算の実績・見通し、事業実施に必要な予算措置、相手国側負担事項に係る財源確保の見通し、財務健全性を整理し、本事業における体制の在り方について検討する。

③ 実施機関の体制（技術面）

- 実施機関が保有する技術者、技術基準、設計・施工研修実績・機材などを整理し、本事業における技術体制の在り方及び、施工・調達等に係る技術。

④ 実施機関の類似事業の実績

- 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

⑤ 実施段階における技術支援の必要性

- 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

（17）運営・維持管理体制の検討

本業務では以下の対応を行う。³⁷

いずれもフェーズ1での体制を踏まえ、教訓を反映すること。

① 運営・維持管理機関の体制（組織）

- 運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制、関係機関との役割分担を整理すること。また、下水道料金徴収、公共下水道への戸別接続、排水設備の維持管理、汚泥管理等に係る法制度、手続き及び

³⁷ 事業コンポーネントの妥当性及び優先順位付けに係る評価手法を提案ください。

実施体制を整理すること。

- 公共下水道への戸別接続については、実施機関、運営・維持管理機関、民間業者及び利用者の役割分担、費用負担、接続工事に係る許認可、施工管理、検査・確認方法、接続後の維持管理責任を確認すること。
- フェーズ 1 施設の運転・維持管理状況（O&M 体制、運転委託の有無及び実態、必要機材の保有、管渠清掃・点検機材の活用状況、運転データ管理等）を確認し、フェーズ 2 における運転管理方式（直営/委託）、必要機材、要員計画、予算確保の見通しを具体化する。
- フェーズ 1 事業における住民啓発活動（Awareness Raising and Educational Campaign: AREC）の実績を確認し、フェーズ 2 における衛生・環境意識向上、公共下水道への戸別接続促進、下水道料金への理解促進、世界遺産保全と水環境改善の關係に係る住民理解促進に活用する方策を検討する。

② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

- 運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。
- 特に、フェ市において環境管理税又は類似の料金・負担金について、現行水準、徴収根拠、徴収方法、徴収主体、徴収実績、使途、下水道事業の運営・維持管理費への充当可否を確認する。また、今後、環境管理税等の料率を段階的に引き上げる方針又は検討がある場合には、その法的根拠、承認手続き、実施時期、住民・事業者の負担水準、徴収実現性及び財務的効果を確認する。
- 上記の検討にあたっては、現在実施中の技術協力プロジェクト「都市排水及び汚水処理の法的枠組及び管理の構築に係る能力強化」との連携方策を整理し、下水道料金制度、料金改定、徴収システム、戸別接続促進、運営・維持管理費の財源確保等に係る制度面の支援との整合を図ること。
- さらに、フェーズ 1 事業における料金徴収、予算確保、戸別接続促進、運営・維持管理費の負担状況を確認し、フェーズ 2 における財源確保の見通し、財務上のリスク及び必要な対応策を整理する。

③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）

- 運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、機材、研修実績、運転・維持管理マニュアル、運転データ管理体制等を整理する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

- 運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

- 運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる

制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(18) 実施機関負担事項の整理

- ① 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）
 - 事業実施に必要な用地について、所有者・規模・位置・アクセス方法・取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。
- ② 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）
 - 既存の地籍図等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を整理する。
- ③ 支障物移設
 - 支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を整理する。
- ④ 事業実施に必要な許認可
 - 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。
- ⑤ 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）
 - 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

(19) 免税措置の調査

相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

(20) 事業実施段階における施工上の安全対策の検討³⁸

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制及び関連の各種基準を調査するとともに、JSSSの最新版³⁹を参照する。
- 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）につい

³⁸概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

³⁹JSSSは、仏語圏／西語圏、FIDIC契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

て、対応をとるべき当事者・調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

(21) リスク管理シート (Risk Management Framework) の作成

審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

- フェーズ1事業において、準備段階及び施工段階で用地取得、調達手続き、施工方法の見直し、相手国側予算手続き等に起因する遅延が生じたことも踏まえ、本事業において発生し得るリスクの内容、影響、対応策、責任分担及び費用負担の考え方を整理すること。

(22) 本事業実施に当たっての留意事項の整理

本業務では以下のとおり対応を行う。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
- 特に留意する観点は以下のとおり。
 - 1) 借入国における当該類似業務の調達事情
 - 一般土木・建築工事の入札と契約にかかる一般事情
 - 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
 - 現地施工業者の情報（下水処理場、管渠、ポンプ場、非開削工法、浚渫・護岸工事等の施工実績、保有機材等）
 - 2) 入札手法、契約条件の設定
 - 契約、契約条件書等の設定の基本方針等
 - 世界遺産区域及び既成市街地での施工制約を踏まえた契約条件上の留意事項
 - 3) コンサルタントの選定方法
 - International Consultants の採否（採用を前提とするが、Local Consultants のみでの実施を提案する場合は、その理由と根拠について説明すること）等
 - 世界遺産保全、HIA、環境社会配慮、下水道設計、施工監理等に必要な専門性の確保方針
 - 4) 施工業者の選定方針
 - PQ : Pre-Qualification 条件の設定

- LCB：Local Competitive Bidding の採否
- 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方等

5) 事業実施上の留意事項の整理

- 既存運営事業者との調整
- 世界遺産区域及びその周辺での施工に係る HMCC、MOCST 等との調整、HIA、景観・文化遺産保全上の留意事項
- 工事中の交通規制、市場・飲食店・観光動線への影響及び緩和策
- 浚渫土、汚泥、建設残土等の処理・処分先、運搬経路、環境管理上の留意事項
- 洪水期の施工制約及び Black point 対応との整合
- Phase1 事業の教訓を踏まえた住民啓発、戸別接続促進及び水辺空間の付加価値向上に係る留意事項
- HIV 対策 等

(23) コンサルティング・サービスの提案

本業務では以下のとおり対応を行う。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模⁴⁰について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。ただし、提出後の過度な修正・最終化には関与しないこと。
- コンサルティング・サービスの内容は、詳細設計（デザインビルド方式の場合は概略設計）、入札補助、施工監理、技術移転等を想定している。既往事業の TOR をベースにするのではなく、発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成すること。施工監理については、本体調達の各パッケージに適用する契約約款に対応した TOR とすること。

(24) ソフトコンポーネントの提案

- 受注者は、フェーズ1事業における住民啓発活動（Awareness Raising and Educational Campaign：AREC）の実績、成果及び課題を確認し、フェーズ2において必要となるソフトコンポーネントの内容を検討すること。
- ① 住民啓発活動（AREC）
- フェーズ2における住民啓発活動については、公衆衛生の向上、公共用水域の水質改善、公共下水道への戸別接続促進、下水道料金への理解促進、衛生・環境意識向上及び世界遺産保全と水環境改善の関係に係る住民理解促進を目的として検討すること。

⁴⁰ 規模は「業務人月」とする。

- 検討に当たっては、対象者、実施内容、実施方法、実施時期、実施体制、成果物、成果指標及び概算費用を整理すること。また、女性、高齢者、障害者、貧困層、市場・飲食店・観光関連事業者等が適切に情報を得られるよう、対象者の属性に応じた情報提供方法及び参加しやすい啓発方法を検討すること。

② 広報の確保

- 本事業が、フェーズ1事業及び過去の水環境・洪水管理分野の協力と連続性を有する日本の協力であることを、市民及び関係者に分かりやすく示すため、広報・ビジビリティ確保に係る方策を検討すること。
- その際、本事業は、公衆衛生の向上、公共用水域の水質改善、そして事業対象区域内の局地的滞水・浸水多発箇所への対応を目的とするものであり、広域洪水、河川氾濫又は大規模内水氾濫そのものへの対策を目的とするものではないことについて、住民の誤解を招かないよう留意すること。
- 検討に当たっては、フェーズ1事業による水環境改善や住民生活の変化、本事業により期待される効果を分かりやすく伝える広報資料、写真、動画、施設掲示、住民啓発資料、デザイン性のあるマンホール蓋等の活用に加え、下水処理場、ポンプ場、湖沼・運河・水辺空間等を活用した住民に開かれた広報・環境学習拠点化等の住民理解促進方策について、費用対効果、維持管理性、実施主体及び本事業への含め方を整理すること。

③ ベトナム国内類似事例との連携・研修／視察

- 公共下水道への戸別接続促進、下水道料金への理解促進、運営・維持管理、住民啓発活動等について、ベトナム国内の類似事例から得られる知見を本事業に活用するため、ビンズオン、ダラット、バンメトート等における下水道・排水・水環境改善事業との連携、研修又は視察の実施を検討すること。
- 受注者は、上記①～③について、発注者が提供するTORサンプルを参照し、ソフトコンポーネントのTOR案を作成し、発注者に提出すること。

(25) 都市開発・水辺空間整備に係る提案

本業務では以下のとおり対応を行う。

- 本事業は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質改善を主目的とするものであるが、世界遺産都市であるフエ市の特性を踏まえ、湖沼、運河、濠、河川等の水辺空間整備が都市景観、住民利用、観光、地域経済及び文化遺産保全に与える効果及び留意点を整理すること。
- 検討に当たっては、基礎調査で示された湖沼護岸、歩道、照明、排水、緑地帯、河川・運河護岸、道路整備等を対象とし、世界遺産区域及びバッファゾーン、Hue Monuments Conservation Center (HMCC) の保全方針、Heritage Impact Assessment (HIA) の要否、景観配慮、維持管理主体及び維持管理費への影響を確認すること。
- 特に、世界遺産区域又はその周辺で護岸、歩道、照明、緑地帯等を整備する場合には、他の世界遺産区域内外の整備事例、既存景観、歴史的な水系及び

HMCC の保全方針との整合を確認し、景観・意匠上の配慮事項を整理すること。また、水辺に近づき、憩い、散策し、水環境の改善を実感できる空間形成について、住民利用、観光動線、安全性、維持管理性及び環境社会配慮の観点から検討すること。

- 水辺空間の利活用については、カフェ、休憩施設、観光関連サービス等の民間活用を含む地域活性化への波及可能性も視野に入れつつ、住民生活、商業活動、観光、交通、騒音、廃棄物管理、公共空間の占用管理及び環境負荷への影響を整理すること。ただし、これらの利活用については、本事業に含めるべき施設整備、相手国側負担、他事業又は民間事業として整理すべき事項を区分して検討すること。
- なお、水辺空間整備の検討に当たっては、本事業の主目的が公衆衛生の向上及び公共用水域の水質改善であることに留意し、都市開発、観光開発又は商業施設整備そのものを本事業の主目的として扱わないこと。

（２６）事業効果の検討⁴¹

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。⁴²

① 定量的効果

● 内部収益率（IRR）

- 本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。
- 事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。
- IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考とすること。
- IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
 - 計算根拠（算出に当たっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
 - 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

● 運用・効果指標

⁴¹ フエ市に適した下水道システムを提案ください。主な検討項目は、1. 戸別接続（途上国の腐敗槽屎尿や家庭雑排水の住居からの排除の方法）、2. 腐敗槽（下水道事業供用開始後の有り方）、3. 汚水収集方式（調査区域（王宮含む）内の汚濁負荷を確実に収集し、現実的に処理区内の公共用水域の水質改善を図れる汚水収集方式）、上記以外の検討項目の追加もあれば、含めてください。

⁴² 事業コンポーネントの妥当性及び優先順位付けに係る評価手法を提案ください。

- 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の２年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。
- 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。JICA 資金協力事業 開発課題別の標準的指標例 を参照し、その他にも有益な指標があれば適宜提案する。
 - ・ 汚水処理人口
 - ・ 汚水処理量
 - ・ 事業対象地域の接続率
 - ・ 流入水質（BOD, COD, SS, TN, TP, アンモニア等）
 - ・ 処理水質（BOD, COD, SS, TN, TP, アンモニア等）（下水処理場の設計基準であるベトナム国家基準 QCVN14:2008/BTNMT（区分 B）に準ずる）
 - ・ 汚濁負荷収集効率（実汚濁負荷÷計画汚濁負荷）
 - ・ 王宮周辺の川や湖公共用水域の水質改善（公共用水域の環境水質基準 QCVN 08:2023/BTNMT に準ずる）
 - ・ 下水処理施設の放流先の公共用水域の水質改善（公共用水域の環境水質基準 QCVN 08:2023/BTNMT に準ずる）
 - ・ 浸水面積
 - ・ 浸水深、浸水被害戸数（床下浸水、床上浸水等）

② 定性的効果

- 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。

例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益等

（２７）本邦企業説明会の実施

本業務では当該項目は適用しない。

（２８）プルーフエンジニアリング（P/E）⁴³対応

本業務では当該項目は適用しない。

（２９）汚泥処分に係る実施体制の検討

- 本事業で整備する下水汚泥処理施設の施設検討と併せ、処理後の下水汚泥の

⁴³ P/E とは、調査内容と成果の質を向上させることを目的とし、専門的な知識を持つ第三者による技術的な照査の実施と妥当性の確認を行うものである。

最終処分先（又は有効利用先）への搬出・処分について、先行して整備が進む他処理区の進捗・見通しも確認の上、最終処分先（又は有効利用先）の確保見通し、搬出を行う民間事業者の確認、実施機関による汚泥処分に係る事務手続きを検討し、汚泥処分に係る実施体制についての留意事項を整理するとともに、必要な提案を行う。

- また、民間事業者と連携した汚泥処理・処分の運営体制構築についても検討し、提案する。さらに、本事業後の成果の発現・持続性を確保する観点から、最終処分先（又は有効利用先）の運営・維持管理体制の構築を支援する必要性等についても検討する。

（３０）財務計画

- 本事業の実施及び運営・維持管理に必要な資金の確保及び財務的持続性について検討を行う。
 - ① 事業実施に係る資金手当
 - ・ 本事業費のうち融資対象外費用、用地取得費、住民移転費、税金等の資金負担について、実施機関及び政府の負担能力を確認する。
 - ・ 関連インフラ整備を含む事業全体の資金需要について整理する。
 - ② 運営・維持管理費の検討
 - ・ 下水処理場、管渠、ポンプ場等の運営・維持管理費用を推計する。
 - ・ 既存施設の運営実績及び類似案件を参考に妥当な費用水準を設定する。
 - ③ 下水道料金制度の現状と課題
 - ・ 料金体系、徴収方法、徴収率等の現状を整理する。
 - ・ 接続率及び料金徴収の課題を分析する。
 - ④ 財務的持続性の評価
 - ・ 収支バランスを踏まえ、本事業の中長期的な財務持続性を評価する。
 - ・ 不足が見込まれる場合は、政府補助、料金改定、接続促進等の対応策を検討する。
 - ⑤ 制度・運営面との連携
 - ・ 運営・維持管理体制（第４条１７）及び料金制度との整合性を確保する。

（３１）報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第５条 成果品」に記載の報告書等⁴⁴を作成の上、発注者の承諾を得る。

⁴⁴ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

(32) 調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第5条 成果品⁴⁵

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	契約締結後 1 か月以内 初回現地調査前	日本語 英語	電子データ	
インテリム・レポート	2027 年 4 月 (契約締結後 6 か月目 途)	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	

⁴⁵ 調査工程、関係機関との協議体制、成果品提出時期及び実施スケジュールを整理し、工程短縮及び手続きの効率化に向けた実施方策を検討するための手法を提案ください。

ドラフト・ファイナル・レポート	2027 年 8 月 (契約締結後 10 か月目 途)	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
			電子データ	
ファイナル・レポート (F/R) (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
			電子データ	
		英語	CD-R	1 部
			電子データ	
		ベトナム語	CD-R	1 部
			電子データ	
ファイナル・レポート (F/R) (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	製本	5 部
			CD-R	5 部
			電子データ	
		英語	製本	5 部
			CD-R	5 部
			電子データ	
		ベトナム語	製本	5 部
			CD-R	5 部
			電子データ	
環境チェックリスト (調査 方 針)	契約締結後 2 ヶ月以内	日本語	電子データ	
調査データ	契約履行期限末日	作成言 語	別途指定	
環境社会配慮助言委員会ス コーピング資料	2026 年 12 月 (助言委員会のスコー ピング・ワーキンググ ループ開催の 2 か月前 を目安)	日本語	電子データ	
環境アセスメント案、住民 移転計画案	2027 年 6 月 (助言委員会のドラフ トファイナルレポー ト・ ワーキンググループ開	英語／ ベトナム語	電子データ	

	催の 2 か月前を目安)			
ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）	2027 年 6 月 （助言委員会のドラフトファイナルレポート・ワーキンググループ開催の 2 か月前を目安）	日本語 又は英語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

- 共通仕様書第 6 条に記された内容

（２）インセプション・レポート

- ① 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容
- ② 環境社会配慮部分：第 3 条（８）に係る調査方針、環境チェックリスト（案）

（３）インテリム・レポート

- ① 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、最適案、環境社会配慮、自然条件調査結果、設計の前提となる基本条件（主要構造物の機能・性能、適用する技術基準、設計耐用年数等）、気候変動・サステナビリティ、事業費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法等）
- ② 環境社会配慮部分：第 3 条（８）の該当項目⁴⁶の机上調査部分、今後の調査スケジュール、調査の中間報告を助言委員会スコーピング・ワーキンググループ向け資料として取りまとめた環境チェックリスト（案）

（４）ドラフト・ファイナル・レポート

- ① 環境社会配慮、自然条件調査結果、概略設計結果、概略事業費の積算結果、気候変動・サステナビリティ
- ② 調査結果の全体成果⁴⁷、要約

⁴⁶ 第 4 条「業務の内容」(5)環境社会配慮に係る調査①「環境アセスメント」(イ)ア「相手国の環境社会配慮制度・組織の確認」～ エ「ベースラインとなる環境社会の状況の確認」の机上調査部分。

(②「住民移転計画」ア「住民移転に係る法的枠組みの分析」、(イ)「住民移転の必要性の記載」。今後の調査スケジュール。調査の中間報告を助言委員会スコーピング・ワーキンググループ向け資料として取りまとめた上で環境チェックリスト（案）の様式を用いて要約すること。

⁴⁷ 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

（５）デジタル画像集

- 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

（６）ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約
- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約を含める。

（７）ファイナル・レポート（先行公開版⁴⁸）

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
 - 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
 - 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
 - 民間企業の事業や財務に関わる情報

（８）環境チェックリスト（調査方針）

- 記載内容：第４条（５）「環境社会配慮に係る調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

（９）環境社会配慮助言委員会スコーピング資料

- 記載内容：第４条（５）「環境社会配慮に係る調査」の机上調査部分（代替案検討、スコーピング等）及び今後の調査スケジュール。

（１０）環境アセスメント案、住民移転計画案

- 記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

（１１）ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分含）

- 記載内容：調査結果の全体成果、要約（環境チェックリスト案による要約

⁴⁸ JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

第6条 再委託⁴⁹

本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	気象・風況調査	気温、降水、風	一式	本見積
2	水理・水文調査	・目的 本業務は、対象区域における水理・水文特性を把握し、合流式下水道等の雨水排除機能の確保及び公共用水域の水質改善対策の検討に資する基礎資料を得ることを目的とする。 なお、本調査にあたっては、河川水位及び潮位等の外水位の影響を、また雨季乾季を考慮するものとする。 ・対象区域 本業務の対象区域は、約 1,000ha の下水道等の計画区域を基本とし、これに接続する以下の水域を含むものとする。 外周堀（王宮周辺水路） 内部水路網 接続河川（Perfume River 等） 主要運河及び湖沼 ・調査内容 （1）事前調査・資料整理 既存の観測データ、河川計画、排水計画等を収集・整理し、水系構造及び水理特性の把握 （2）観測計画の策定	一式	本見積

⁴⁹ 自然条件調査・現地条件調査等の細目、数量、実施方法及び現地再委託の品質管理手法を提案ください。

		外水観測点（河川水位把握） 接続部観測点（水門・吐口等） 内部観測点（滞水・浸水把握）等 （3）現地調査 ① 水位観測 観測点数：15～20 点 15～20 点程度 ② 流量観測 対象：主要接続点及び幹線水路 ③ 水路・河川断面測量 対象：主要水路、河川、外周堀 ④ 構造物調査 対象：水門、吐口、樋門等 ⑤ 流向・接続状況調査 水路の接続関係及び流れの方向を 現地確認、水系ネットワーク整理 （4）データ整理・解析		
3	地形測量	・ 下水道の根幹施設の配置検討に 必要な地形図は実施機関から提供 される予定。 ・ 処理場、ポンプ場に必要な地形 図 処理場 7ha + ポンプ場 0.3ha × 11 か所 = 10.3ha 想定 ・ 縮尺 1/500, 等高線間隔 0.2m （標準）	一式	本見積
4	縦断測量	・ 対象 計画幹線ルート、L = 30 km 想定 測点間隔は 50m 標準とし交差点屈 曲点等必要に応じて測点追加） ・ 縮尺（横 1/500-1/1000、縦 1/100 程度）	一式	本見積

		・横断測量（道路幅員＋両側数メートルとし、ピッチは基本測点ごととするが地形状況により判断） ・詳細設計に活用できる精度を確保すること		
5	地質調査	ボーリング調査は処理区域内12本（L＝20m/本）、処理場3本（L＝30m/本）想定 試験内容は、標準貫入試験、室内試験（粒度、含水比、液塑性限界）、現場透水試験等	一式	本見積
6	水質調査	・地点数：15地点（重点配置） ・回数：4回（雨季1回以上含む） ・現地採水・現場測定60検体 ・室内水質分析60検体 【調査内容】 現地測定（pH、D0、水温、EC、濁度） 水質分析：有機物（BOD、COD、SS） 栄養塩（TN、TP、NH4-N、NO3-N、PO4-P） 衛生指標（大腸菌群）等	一式	本見積
7	環境社会配慮調査	・助言委員会対応に必要な調査 ・環境社会の状況確認、環境社会配慮制度・組織の確認、影響の予測・評価及び代替案、緩和策、環境管理計画（案）・モニタリング計画（案）、予算、財源、実施体制の明確化、ステークホルダー分析及びステークホルダー協議の開催支援、住民移転計画に係る調査（法的枠組みの分析、社会経済調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査、損失資産の補償・	一式	本見積

		生活再建対策立案、移転先地整備 計画作成、住民参加の確保、苦情 処理メカニズムの検討、実施体 制・スケジュール検討等）、情報 公開に係る実施機関との調整等		
--	--	---	--	--

第7条 機材の調達

本業務の遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：ベトナム（ベトナム社会主義共和国）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：フエ市（人口：123 万人）
- (3) 案件名：フエ市水環境改善事業（フェーズ 2）（Water Environment Improvement Project Hue City (Phase 2)）
- (4) 事業の要約：フエ市を流れるフォン川北側において下水道施設及び排水施設（下水処理場、管渠、ポンプ）を整備するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における都市水環境セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ベトナム社会主義共和国（以下、「当国」という）では、急激な経済成長と都市化に伴い、生活排水や産業排水の量が増加している。しかし、都市部の下水道普及率は約 15%に留まり（統計総局、2020 年）、大部分の汚水が未処理のまま河川や水路に放流されており、都市部の水質汚濁が深刻な問題となっている。

フエ市は、ベトナム中部のフォン川下流域に位置する文化・観光都市で、グエン王朝の都として栄えた歴史を持ち、王宮は 1993 年に世界文化遺産「フエの建造物群」として登録されている。フォン川の北側に位置する王宮を中心とした旧市街は、堀や運河、湖に囲まれた水の都として市民の憩い場や観光地として親しまれており、年間約 390 万人（越文化観光省、2024 年）の観光客が訪れている。近年の観光客増加や都市機能の集中により、生活排水や公共施設からの排水量が増加している。

フエ市における下水道整備の現状として、2008 年に円借款「フエ市水環境改善事業」（以下、「フェーズ 1 事業」という。）でフォン川南側の生活・産業排水を処理、排水するシステムを整備し、2019 年に供用が開始された。しかし、王宮を含むフォン川北側で発生する汚水は、同システムの処理対象外でありセプティックタンク（腐敗槽）による簡易処理に依存している。そのため、特に王宮周辺の堀や水路では水質汚濁・悪臭が顕著であり、生活衛生環境の悪化に加え、遺産保全や景観にも支障をきたしている。さらに、旧市街は主に平坦な低地に位置しているため、排水能力不足や気候変動の影響を受け、年間複数回の浸水が発生している。市民生活や文化遺産への影響が大きく、下水処理機能及び排水能力の向上は喫緊の課題である。

フエ市では、2025 年 1 月にトゥアティエン・フエ省から中央直轄市に昇格し、大都市への移行を目指した都市開発計画が進められている。フエ市人民委員会は、

「トゥアティエン・フエ省（現、フエ市）の 2021～2030 年の省計画（2050 年までのビジョン）」を 2023 年に採択し、都市部及び工業団地で排水システムの整備を推進しており、2030 年までに都市排水の 50%を処理することを目標としている。本事業は、フォン川北側において、下水道施設及び排水施設を整備することで、王宮及び旧市街の汚水処理能力向上及び浸水被害の軽減を図るものであり、当国政府は本事業を優先度の高い事業として位置づけている。

2026 年 3 月の実施機関との TOR 協議では、本事業の主目的を公衆衛生の向上及び公共用水域の水質改善とし、浸水対策は大規模洪水そのものへの対策ではなく、局地的滞水・浸水多発箇所の被害軽減への寄与として位置づける方向性が確認された。また、世界遺産区域における HIA、HMCC 等との連携、O&M・戸別接続・住民啓発、DX 及び本邦技術の活用可能性等が主要論点として確認された。

（２）都市水環境セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

対ベトナム社会主義共和国国別開発協力量針（2017 年 12 月）における重点分野として「脆弱性への対応」が定められ、対ベトナム JICA 国別分析ペーパー（2025 年 3 月）においても「環境保全プログラム」に該当し「地方都市における下水道整備も進捗するよう検討することが望ましい」と分析されている。また、JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）では、18. 環境管理、クラスター事業戦略では「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」に該当し、本事業は同分析及び戦略に合致する。また、都市水環境の改善と洪水・気候変動リスクへの対応を通じて、都市レジリエンス強化するものであり、我が国の外交政策「自由で開かれたインド太平洋（F0IP）」の柱である「経済的繁栄及び平和と安定の実現」に寄与する。

フエ市の外水氾濫による浸水被害対策として、無償資金協力「水に関連する災害管理情報システムを用いた緊急のダムの運用及び効果的な洪水管理計画（2023 年 12 月完了）」により、フォン川流域全体の洪水被害軽減に向けた基盤整備を実施済。

（３）他の援助機関の対応

アジア開発銀行（ADB）は、グリーンシティ開発プログラム（2016 年）において、フエ市を含む中部都市で、都市排水、廃棄物管理、気候変動適応型インフラに関する調査、計画支援を行った。都市全体の制度、戦略計画であり、本事業は雨水調整や都市景観の向上などに寄与する事業である（詳細は協力準備調査で確認する）。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、都市の水環境改善を通じて気候変動対策に資するものであり、SDGs ゴール 6、ゴール 11 及びゴール 13 に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（１）事業概要

①事業の目的：

フエ市のフォン川北側に位置する王宮及び旧市街において、下水道施設及び排水施設を整備することにより、汚水・排水処理能力の向上を図り、もって水質汚濁が顕著な王宮周辺の川や湖の水質改善、同市の生活衛生環境の改善及び局地的浸水の軽減に寄与するもの。

②事業内容

ア) 下水処理場建設（活性汚泥法）（30,000m³/日、国際競争入札）

イ) 下水・排水管敷設（約 117km、国際競争入札）

ウ) ポンプ場建設（11 カ所）（国際競争入札）

エ) 護岸工事・堤防整備・湖沼浚渫（国際競争入札）

オ) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、運営・維持管理支援等）（ショートリスト方式）（詳細は協力準備調査で確認）

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者（人口約 20 万人）：本事業の対象地域に居住する住民・事業者

最終受益者：フエ市住民・事業者やフエ市王宮を訪れる観光客（詳細は協力準備調査で確認）

④他の JICA 事業との関係

現在実施中の技術協力プロジェクト「都市排水及び汚水処理の法的枠組及び管理の構築に係る能力強化」（2023～2027 年）では、下水道事業にかかる法律・政令の整備や、下水道事業管理条例のガイドライン策定支援を行っており、中長期的に、本事業で整備される下水道施設及び排水設備の持続的な運営・維持管理が制度面から補完されることが期待される。

(2) 事業実施体制

①借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam represented by the Ministry of Finance of the Socialist Republic of Viet Nam）

②保証人：なし

③事業実施機関／実施体制：フエ市人民委員会(Hue City People' s Committee) / フエ市人民委員会傘下の PMU (Project Management Unit)

④他機関との連携・役割分担：なし

⑤運営／維持管理体制（プログラム型借款の場合は本項目を削除）：

本事業に係る下水道施設の運営・維持管理の責任および監督主体は、フエ市人民委員会である。フエ市人民委員会が、法令に従い、運営維持管理会社を調達により選定する。維持管理費については、フェーズ 1 事業における下水道料金制度および料金水準を踏まえて検討する。また、下水処理場完工後 4 年以内に対象地域の 75%が戸別接続することを目標とし、フエ市人民委員会および PMU が接続促進活動を実施する予定である。下水道料金の設定・徴収、財務管理等を含む下水事業の運営体制強化に関する助言や技術支援については、必要に応じて本円借款に組み込むことを検討する（詳細は協力準備調査で確認する）。

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：東南アジアにおける下水道分野の施設計画・設計に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 2 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：東南アジア地域（ベトナムの経験があれば尚可）
- ② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程 2026 年 10 月～2027 年 10 月

2026 年 10 月半ばより業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1. インセプション・レポート：2026 年 11 月
- 2. スコーピング資料：2026 年 12 月
- 3. インテリム・レポート：2027 年 4 月
- 4. ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮事項）：2027 年 6 月
- 5. ドラフト・ファイナル・レポート：2027 年 8 月
- 6. ファイナル・レポート：契約履行期限末日

（2）業務量目途

- 1) 業務量の目途
約 29.83 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、下水道事業計画、下水処理場・ポンプ場計画設計、下水管渠計画設計、の専門性を持つ従事者を含めること。環境社会配慮の団員については世界遺産（に近接する）エリアでの業務従事経験があれば尚可。

2) 渡航回数の目途 延べ 27 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 気象・風況調査
- 水理・水文調査
- 地形調査
- 縦断測量
- 地質調査
- 水質調査
- 環境社会配慮調査

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 「Data Collection Survey Hue City Water Environment Improvement in Northern Area」（2025 年）
- 実施機関から提供されたフェーズ 1 事業「フエ市水環境改善事業（2008 年 L/A）」に係る「Draft Project Completion Report (PCR)」（2025 年）
- アジア開発銀行（ADB）「グリーンシティ開発プログラム」（2016 年）

２）公開資料

- 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）（以下「調達ガイドライン」という。）
- 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版
- コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
- JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
- JICA 事業における障害主流化の推進ガイダンスノート
- JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021 年 2 月版）（以下「JSSS」という。）
- 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
- 無償資金協力「水に関連する災害管理情報システムを用いた緊急のダムの利用及び効果的な洪水管理計画協力準備調査 報告書」（2017 年）
- 技術協力「都市排水及び汚水処理の法的枠組及び管理の構築に係る能力強化プロジェクト」（2023 年～2027 年）
- 南部ビンズオン省水改善事業（2007 年）

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無※ C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語はベトナム語です。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

163,483,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上として
いる項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

特になし

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)